

淀川管内河川保全利用委員会

委員会ニュース

桂川河川保全利用委員会

2022年11月発行

No. 87



羽束師運動広場（京都府）（令和4年6月）

“川らしい”利用とは？

みなさんは川を利用していますか？ そして、どのように利用していますか？

野球やサッカーなどのグラウンド利用、散策やジョギングをするための公園利用、バーベキューなどのレクリエーション利用などといった利用の形態が多いのではないのでしょうか。では、「川らしい利用」という言葉をきいてどんなことを思い浮かべますか？川に入っただけの魚とり・魚釣りや水泳といった川遊び、昆虫・植物採集、バードウォッチング、自然観察などが頭に浮かぶのではないのでしょうか。

現在、グラウンドやレクリエーションの場として川を利用されている方々が比較的多いのではないかと思います。このような利用のしかたがまったく悪いというわけではありません。しかし、こうした利用のしかたは川でなくとも“場所さえあればできるもの”です。利用場所が川でありながら、川やその周辺に広がる自然とのつながりのない利用では、すこし残念な気がしませんか？

川は、水の流れによって様々な地形をつくり出し、その地形によって水の流れ方もまた変化していきます。川は本来、こうした変化に富んだ場所であり、そこには様々な生きものたちがくらしています。川のもつ自然環境の大切さを理解し、川や自然とのつながりを意識し、自然と共生していく姿勢をもって川を利用することこそが“川らしい利用”なのです。

会議の協議・決定事項につきましては、Web サイトにて当日配布した資料と合わせてご紹介しています。

詳細は、Web サイトをご覧ください。

淀川管内 河川保全利用

検索

<https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/activity/comit/hozen-iin/index.html>

委員会開催報告

令和4年度 桂川河川保全利用委員会を開催しました。

開催日：令和4年8月31日(水)



委員会の様子



審議対象案件 位置図

■ 審議対象案件

今年度の審議対象案件は次のとおりです。

審議対象案件 一覧表

番号	名称	占有者	占有面積(m ²)	許可期限	主な施設	占用の位置	ランク	備考
24	淀・桂川グラウンド	京都市伏見区	3,498.11	R6.3.31	暗渠パイプ	堤外地	A	
50	納所中河原ちびっこひろば	京都市伏見区	277.44	R6.3.31	鉄棒、砂場、ジャングルジム、フェンス、水防用倉庫	堤内地	C	
52	羽東師運動広場	京都府	14,018.77	R6.3.31	暗渠排水管、横断防止柵、案内標識、浸透樹	堤外地	A	
55	久世橋西詰公園	京都市	25,243.25	R6.3.31	ベンチ、移動式便所、単式シーソー、滑台、砂場、水栓	堤外地	A	
56	久世橋東詰公園	京都市	14,672.95	R6.5.31	座板ベンチ	堤外地	A	
60	桂川運動公園	京都府	28,044.55	R6.3.31	倉庫、仮設トイレ	堤外地	A	
65	上野橋東詰公園	京都市	5,682.27	R5.11.30	ベンチ	堤外地	A	

※Aランク: 次回更新時に委員会で検討が必要。河川環境の保全や地域社会への影響等を踏まえ、利用に十分な配慮が必要な施設。

Bランク: 今後の委員会で、AまたはCランクに決定する施設。

Cランク: 河川環境の保全上、問題のない利用と考えられる施設。

■ 現地視察

9:30~12:40 委員会開催にあたり、審議対象案件を視察しました。



No. 60 桂川運動公園 (京都府)



No. 65 上野橋東詰公園 (京都市)

委員会開催報告

日時： 令和4年8月31日(水) 13時30分～16時00分
 場所： 上流域流域センター（京都市）
 参加者数： 委員4名、河川管理者4名、占用者11名、
 一般傍聴者2名、事務局4名

出席者 (敬称略)

委員名	所属・役職	備考	出欠	
委員	下村 泰史	京都芸術大学 芸術学部 教授	委員長	出席
	岡 秀郎	公益社団法人 大阪自然環境保全協会 理事	副委員長	出席
	澤井 健二	摂南大学 名誉教授		出席
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長		出席
行政委員	後藤 幸宏	京都府府民環境部 自然環境保全課 課長		欠席
	杉本 学	京都府教育庁指導部 社会教育課 課長		欠席

■ 議事内容

- 1) これまでの会議の報告
 - (1) 令和4年度 連絡調整会議の報告
 - (2) 令和4年度 占用者説明会の報告
- 2) 令和4年度 審議対象案件の審議
- 3) 一般傍聴者からの意見聴取
- 4) とりまとめ、その他

■ 河川保全利用委員会の意見

審議対象案件への意見は次のとおりです。

No. 24 淀・桂川グラウンド（京都市伏見区）

- ・運動利用ができなくなり、環境学習系にシフトしているというのが興味深い。この規模の場所が残されているのは貴重。この場所の環境上の特徴を河川レンジャーが知っていて活用につなげてくれているのは良い事例である。
- ・河川の草地環境として典型的な場所。外来種は入ってきているが、いろいろな活用ができる場所。一定の管理をしながら環境学習に活用できる良い場所。レンジャーは達人が多いので連携しながら活用されたい。付近住民に「良いところに住んでいる」と思ってもらえるようにしていくとよい。
- ・ランクAの継続、占用期間を3年とする。



No. 50 納所中河原ちびっこひろば（京都市伏見区）

- ・堤内地であり堤防道路の交通量も多い。川と直接の連携は難しそう。まちづくりとの連携について検討されるとよい。
- ・フェンスが高すぎて残念だった。設置後間もないためすぐにやり替えるのは難しいと思うが、1.1mの標準の高さは不要だったと思う。
- ・フェンスはボール遊びには有効に機能していると考えられるので総合的な判断が必要かもしれない。
- ・ランクCを継続、占用期間は5年、今後は事務局からの報告のみの案件とする。



No. 52 羽束師運動広場（京都府）

- ・前回審議で普及啓発サインの設置についての指摘があるが現状、見られないようだ。他箇所の事例を参考に取組まれるとよい。
- ・治水整備されて河岸が急になっているようだ。こういう場所の水際の利用についても考えていく必要がある。
- ・スポーツ協会の立場として、きれいに管理していただいている。スポーツ利用者に対し、利用している場所の経緯や環境の特徴などを伝えるようにしていきたい。
- ・ランクAを継続、占用期間は3年とする。



No. 55 久世橋西詰公園（京都市）

- ・東詰同様、西詰についてもグリーンベルトについての取り組みをお願いしたい。
- ・メリハリのある管理、アキニレの実生木が良い感じで配置されているのは魅力的でもあった。
- ・ローコストでの管理が求められ、民間に入ってもらおう工夫なども考えていかなければならない。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 56 久世橋東詰公園（京都市）

- ・上位計画での位置づけ、環境計画上の位置づけについても期待されている箇所であることがうかがえる。念頭に置いて管理されたい。
- ・グリーンベルト、エコトーン帯の保全については過年度から指摘されているが、現実的には地元要望で全面刈り取りとなっているという説明だった。草がボーボーに生えている状況は、一般には見苦しい、汚いという印象を持たれる。一旦きれいに刈ったうえで、刈らない場所には「環境保全帯」などのサインを設置するなどの対応をすればよいのではないか。具体的に動いてもらいたい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 60 桂川運動公園（京都府）

- ・希少種の植え替えなどの事例は、ほかの占用地でも参考にできる取り組みと思う。
- ・委託先が積極的に取り組んでいる事例についても積極的にアピールして行ってほしい。占有者説明会でほかの占有者に「良い事例」として紹介して行ってほしい。
- ・京都府スポーツ協会としてもよい事例として多くの団体に紹介していききたい。
- ・ランクAを継続、占用期間を3年とする。



No. 65 上野橋東詰公園（京都市）

- ・サインの設置、草地の刈り残しなどの努力がうかがえる。これまでから「良い方向」に変えたこととして何があるか。他の占用地の参考になるので改善箇所などを占有者説明会でも紹介してほしい。
- ・占有者（行政）の取り組みはちょっとしたことの配慮がなかなかされないことがある。「引継ぎをする」「図面で示す」「現地立会をする」などのことも「良い事例」として挙げていくとよい。
- ・離宮前公園のサインの事例良いと思ったが、上野橋でも同様に組み込まれていてよい。公園ごとに生息する生き物が違うなど、表示にオリジナリティがある点もとても良い。
- ・ランクAを継続。占用期間を3年とする。



淀川管内河川保全利用委員会へのご意見

淀川管内河川保全利用委員会の事務局では、ホームページ（表紙アドレス参照）において開催された配布資料、審議内容を公開しています。この内容につきましてご意見いただける方は、ホームページの「ご意見受付」ページをごらんください。

右の二次元バーコードを読み取ると、「ご意見受付」ページにアクセスできます。

編集・発行

淀川管内河川保全利用委員会
委員会ニュース

連絡先

国土交通省 近畿地方整備局
淀川河川事務所 占用調整課
〒573-1191大阪府枚方市新町2丁目2番10号
TEL 072-843-2861
FAX 072-841-3443

ご意見受付

